

令和6年4月吉日

居宅介護支援事業所各位
地域包括支援センター各位

北名古屋市高齢福祉課
課長 島田 恭弘

「介護予防支援」と「介護予防ケアマネジメント」業務の流れの修正について（通知）

陽春の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日ごろは、市福祉行政につきましてご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、「介護予防支援」と「介護予防ケアマネジメント」業務の流れを変更しました。
変更内容をご確認の上、業務を進めていただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 「介護予防支援」と「介護予防ケアマネジメント」業務の流れ

北名古屋市レインボーネットの総合事業に添付しましたので確認してください。

HP アドレス <https://ptl.iij-renrakucho.jp/rainbownet/kitanagoya/sougou/>



2 修正箇所、理由及び内容

修正箇所	理由	内容
P1 下から 9行目	基準緩和型サービスのみを利用する場合の介護予防サービス・支援計画書の見直しを行ったため	「※基準緩和型サービスのみを利用の場合は、簡易な計画書でよい」削除
P2 3・5・6 8・9行目 P4 表中	介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防生活支援サービスの名称変更のため	従来型→予防相当 基準緩和型→基準緩和 通所基準緩和型サービス →予防通所基準緩和サービス
P3	以下〇〇等文中に解説があるため	【略称】の部分削除

3 変更日

令和6年4月1日（月）

〔問い合わせ先〕

担 当 北名古屋市高齢福祉課 地域包括ケア推進室 酒井
電話番号 0568-22-1111 内線3136